

沖縄県居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、沖縄県居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条に基づき協議会として、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議し、実施するとともに、住宅確保要配慮者が住みやすい地域づくりを推進することにより、本県における豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する不動産関係団体、住宅確保要配慮者の居住支援団体及び地方公共団体等とし、別表1のとおりとする。

2 新たに会員になろうとするものは、第6条第2項において規定する会長に入会を申し込み、会長の承認を得なければならない。

3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

(報酬)

第5条 会員の会議等の参加における報酬は、沖縄県の所管する規定等に基づき支払うことができる（行政職員を除く）。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計監事 2名

2 会長は、沖縄県土木建築部建築都市統括監の職をもって充てる。

3 その他の役員は、総会で選任する。

4 会計監事は、他の役員を兼ねることができない

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員の仕事)

第9条 役員は無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 組織

(総会)

第10条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の次項を承認議決する。

- (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 総会は、前項に定めるもの以外で第2条の目的に沿うものとして、会長が認める事案について、意見聴取等を行うことができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

5 会員において、会長がやむを得ないと認めるときは、代理による出席を可能とする。

6 会長がやむを得ないと認めるときは、書面により総会を開催することができる。

(定足数等)

第11条 総会は、会員の過半数の出席により成立するものとする。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を会長及び副会長以外の他の会員に委任することができる。

3 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

4 前条第4項の規定により、書面により総会を開催する場合にあっては、第1項及び前項の適用については、「出席」を回答と読み替えるものとする。

(幹事会)

第12条 幹事会は会長が指名する者をもって構成し、幹事長は幹事会員の互選により選任する。

2 幹事会は、幹事長が招集し、次の事項について協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会の円滑な運営に必要な事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会員において、幹事長がやむを得ないと認めるときは、代理による出席を可能とする。
- 5 幹事会には、必要に応じてワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。
- 6 幹事長がやむを得ないと認めるときは、書面により幹事会を開催することができる。
- 7 幹事会員は、別表2のとおりとする。

（事務局）

第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、沖縄県住宅供給公社に事務局を置く。

第5章 会計

（経費）

第14条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計及び資産帳簿の整備）

第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿に閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

（監査と報告）

第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第6章 その他

（秘密の厳守）

第18条 会員は、第3条の事業の実施及び本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

- 2 前項の規定に退会後においても同様とする。

（雑則）

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 （平成25年3月27日）

（施行期日）

この会則は、平成25年3月27日から施行する。

（会計年度）

会計年度は初年度を平成25年度とする。

附 則 （平成26年3月15日）

（施行期日）

この会則は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 27 日）

（施行期日）

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 3 月 26 日）

（施行期日）

この会則は、平成 31 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 28 日）

（施行期日）

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 27 日）

（施行期日）

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	会 員	役 職
不動産関係団体	公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会（※） 公益社団法人 全日本不動産協会 沖縄県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 沖縄県支部	副会長 本部長 支部長
居住支援団体	沖縄県社会福祉協議会（※） 沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会	事務局長 会長
地方公共団体等		
市町村 (住宅所管部局、 福祉所管部局)	那覇市（※） 沖縄市 うるま市 浦添市 宜野湾市	各部部长等
沖縄県	土木建築部 建築都市統括監 住宅課 建築指導課 生活福祉部 福祉政策課 障害福祉課 保護・援護課 こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 保健医療介護部 高齢者介護課 地域包括ケア推進課	各課課長
公的賃貸住宅供給者	沖縄県住宅供給公社	事務局長

（※）本会における副会長とする。なお、会長代理優先順位は下記のとおりである。

会長代理優先順位：那覇市福祉部長、沖縄県宅地建物取引業協会副会長、沖縄県社会福祉協議会事務局長

別表2（第12条関係）

区 分	会 員	役 職
不動産関係団体	公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 沖縄県支部	副会長等 本部長 支部長等
居住支援団体	沖縄県社会福祉協議会 沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会	事務局長等 会長等
地方公共団体等		
市町村 (住宅所管部局、 福祉所管部局)	那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 保護管理課 こどもみらい部 子育て応援課	各課課長
	沖縄市 建設部 住まい建築課 健康福祉部 ちゅいしいじい課 障がい福祉課 介護保険課 保護課 こどものまち推進部 こども企画課	各課課長
沖縄県	土木建築部 住宅課 建築指導課 業務班	課長 班長
	生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班 障害福祉課 地域生活支援班 保護・援護課 保護・自立支援班	各班班長
	こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 ひとり親支援班	班長
	保健医療介護部 高齢者介護課 指導班 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進班	各班班長
公的賃貸住宅供給者	沖縄県住宅供給公社	事業課長